

## 調査の概要

- 1 この調査は昭和 32 年から住民基本台帳法(昭和 32 年から昭和 42 年までは住民登録法)、住民基本台帳等人口調査要綱及び同要領に基づき、区市町村長から毎年1月1日午前零時現在の世帯数、人口及び年齢構成を毎年1月上旬に報告を受け、集計しているものである。  
なお、住民基本台帳法は、平成 21 年法律第 77 号において、住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、平成 24 年7月9日に施行されたことに伴い、日本人住民と同様に、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなった。
- 2 調査項目は、住民基本台帳に記載されている区市町村ごとの世帯数、男女別人口、町丁(字)別及び年齢別人口である。
- 3 調査対象としての人口・世帯数とは、東京都内の区市町村に住所を定めている者として、当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者の数及びそれらの者が構成している世帯の数である。
- 4 町丁(字)制を施行していない地域等については、通常用いている区画(自治会、町会名称等)によることとしたが、利島村、神津島村、御蔵島村及び青ヶ島村については、村を1つの区画とした。

## 利用上の注意

- 1 数値は、特にことわり書きのない限り、令和2年1月1日現在の数値を示す。
- 2 「0.00」は表章単位未満を、「－」印は皆無又は該当数字のないことを、「△」印は減を示す。
- 3 数値の表章単位未満は、四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 4 統計表第 5 表における町丁名の表記及び掲載順は区市町村からの報告に基づいている。

<問い合わせ先>

総務局統計部人口統計課推計人口担当  
電話 03-5321-1111(代表) 内線 25-511  
03-5388-2531(直通)

年齢早見表（満年齢）

年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年	
	年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦
0	令和元・平成 31	2019	27	平成 4	1992	54	昭和 40	1965	81	昭和 13	1938
1	平成 30	2018	28	3	1991	55	39	1964	82	12	1939
2	29	2017	29	2	1990	56	38	1963	83	11	1936
3	28	2016	30	平成元・昭和 64	1989	57	37	1962	84	10	1935
4	27	2015	31	昭和 63	1988	58	36	1961	85	9	1934
5	26	2014	32	62	1987	59	35	1960	86	8	1933
6	25	2013	33	61	1986	60	34	1959	87	7	1932
7	24	2012	34	60	1985	61	33	1958	88	6	1931
8	23	2011	35	59	1984	62	32	1957	89	5	1930
9	22	2010	36	58	1983	63	31	1956	90	4	1929
10	21	2009	37	57	1982	64	30	1955	91	3	1928
11	20	2008	38	56	1981	65	29	1954	92	2	1927
12	19	2007	39	55	1980	66	28	1953	93	昭和元・大正 15	1926
13	18	2006	40	54	1979	67	27	1952	94	大正 14	1925
14	17	2005	41	53	1978	68	26	1951	95	13	1924
15	16	2004	42	52	1977	69	25	1950	96	12	1923
16	15	2003	43	51	1976	70	24	1949	97	11	1922
17	14	2002	44	50	1975	71	23	1948	98	10	1921
18	13	2001	45	49	1974	72	22	1947	99	9	1920
19	12	2000	46	48	1973	73	21	1946	100	8	1919
20	11	1999	47	47	1972	74	20	1945	101	7	1918
21	10	1998	48	46	1971	75	19	1944	102	6	1917
22	9	1997	49	45	1970	76	18	1943	103	5	1916
23	8	1996	50	44	1969	77	17	1942	104	4	1915
24	7	1995	51	43	1968	78	16	1941	105	3	1914
25	6	1994	52	42	1967	79	15	1940	106	2	1913
26	5	1993	53	41	1966	80	14	1939	107	大正元・明治 45	1912

誕生日に達したとき、この年齢に1歳を加える。